

管理等に関する協定書

農地転用等通知に係る下記土地について、八百津町木曽川右岸用水土地改良区（以下「甲」という）と転用組合員並びに転用関係者または事業者（以下「乙」という）との間ににおいて、次のとおり協定を締結する。

記

転用申請に係る土地

大字	字	地番	地目	地積 m^2	備考

- 乙は、転用許可後、造成工事等の施工時に施設の撤去又は移設を実施するものとし、甲が指定する書式により施設の撤去完了届を甲に提出するものとする。
- 乙は、造成工事等により土地改良施設を毀損した場合には、すみやかに原型に復するものとする。
- 前2項及びその他土地改良施設の保全について必要と認められる場合は、甲は乙に対し地区除外等処理規程第3条の規定により文書による指示をし、乙は甲に確約書を提出するものとする。
- その他、特に必要がある場合は、甲乙において協議するものとする。

年　　月　　日

甲　　八百津町木曽川右岸用水土地改良区

理 事 長　　金 子 政 則

乙　　転用組合員　住所 _____

_____ 氏名 _____ (印)

転用関係者　住所 _____
(事業者)

_____ 氏名 _____ (印)

農業用水給水施設の撤去（閉栓）・移設工事完了届

年　月　日

八百津町木曽川右岸用水土地改良区
理事長 金子政則様

届出人（転用関係者・事業者・施工業者・代理人）

住所 _____

氏名 _____ ㊞

年　月　日付 岐阜県指令 第　号により農地法第5条の許可を受けた、下記土地内の農業用給水施設撤去（閉栓）・移設工事については、
年　月　日に完了したので届け出ます。

記

1 土地の表示

大字	字	地番	転用前地目	地積 m^2

2 添付書類

- ①位置図
- ②写真（撤去（閉栓）・移設工事着工前 工事中 完了）

撤去（閉栓）・移設工事完了届 注 意 事 項

- 1 撤去（閉栓）・移設工事は、造成工事等に着手するまでに完了させ、完了届を提出してください。
- 2 給水施設の撤去（閉栓）工事にあたり管水路を止水する場合は、地元工区及び土地改良区と協議してください。
- 3 隣接する農地と共同で利用する給水施設は転用許可地外への移設となります。隣接農地所有者と協議の上、土地改良区へ別途手続きをしてください。

完了届記入方法

- 1 届出人（ ）内は、該当する者を○で囲んでください。
- 2 位置図は、住宅地図等を利用し、工事箇所を明示してください。
- 3 添付写真は、A4サイズの用紙に貼付してください。
工事中写真で、閉栓工事の場合は枝管キャップ止め後に撮影したものを添付してください。
- 4 施設の撤去（閉栓）工事標準断面図は次のとおりです。

